

薬局・医薬品販売業「変更届書」添付書類等一覧表

※各変更事項に対して、必要な添付書類等は表のとおりですので、これらを用いて変更前・後等を示してください。なお、本市様式に限らず、変更前・後等が示せる場合は厚生労働省で作成した様式等の使用も可能です。また、過去に提出した書類と同一のものを添付し、提出を要する場合は、その書類について省略することができる場合がありますので、詳細等は担当窓口まで問合せください。

○変更しようとするときは、あらかじめ変更届書の提出が必要な事項

変更事項	業態種別	薬局	店舗販売業
1. 薬局・店舗の名称		添付書類なし	添付書類なし
2. 薬剤師不在時間の有無		*「有」に変更の場合 ・【添付書類3-1_薬局の業務を行う体制の概要】	
3. 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先		添付書類なし	添付書類なし
4. 特定販売の実施の有無		*「有」に変更の場合 ・【添付書類4_通常の営業日及び営業時間（薬局・店舗用）】 ・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	*「有」に変更の場合 ・【添付書類4_通常の営業日及び営業時間（薬局・店舗用）】 ・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】
5. 特定販売を行う際に使用する通信手段		・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】
6. 特定販売を行う医薬品の区分		・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】
7. 特定販売を行う時間及び特定販売のみ行う時間		・【添付書類4_通常の営業日及び営業時間（薬局・店舗用）】	・【添付書類4_通常の営業日及び営業時間（薬局・店舗用）】
8. 特定販売を行うことについての広告に使用する名称（上記1.の名称と異なる場合）		添付書類なし	添付書類なし
9. 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときの主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要		・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】
10. 特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要		・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	・【添付書類5_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】
11. 健康サポート薬局である旨の表示の有無		*「有」に変更の場合 ・【健康サポート薬局基準に適合することを明らかにする書類】（当該書類等に関して不明な場合は、担当窓口まで事前に問合せください。）	

（裏面に続く）

○変更後３０日以内に変更届書の提出が必要な事項

変更事項	業態種別	薬局	店舗販売業	卸売販売業
１．開設者の氏名又は住所		・【登記事項証明書＊１】（法人開設の場合） ・【戸籍抄本等＊１】（個人開設で氏名変更の場合）	・【登記事項証明書＊１】（法人開設の場合） ・【戸籍抄本等＊１】（個人開設で氏名変更の場合）	・【登記事項証明書＊１】（法人開設の場合） ・【戸籍抄本等＊１】（個人開設で氏名変更の場合）
２．薬事に関する業務に責任を有する役員（開設者が法人であるとき）		・【登記事項証明書＊１】 ・【添付書類６_診断書＊２】（必要時＊３，新たに責任役員に就任した者に対するもの）	・【登記事項証明書＊１】 ・【添付書類６_診断書＊２】（必要時＊３，新たに責任役員に就任した者に対するもの）	・【登記事項証明書＊１】 ・【添付書類６_診断書＊２】（必要時＊３，新たに責任役員に就任した者に対するもの）
３．営業所の名称				添付書類なし
４．構造設備の主要部分		・【添付書類１_薬局等の構造設備の概要及び平面図】	・【添付書類１_薬局等の構造設備の概要及び平面図】	・【添付書類１_薬局等の構造設備の概要及び平面図】
５．相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先				添付書類なし
６．通常の営業日及び営業時間		・【添付書類４_通常の営業日及び営業時間（薬局・店舗用）】	・【添付書類４_通常の営業日及び営業時間（薬局・店舗用）】	
７．管理者の氏名・住所		・【添付書類２_管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧】 ・【添付書類７_雇用証明書】（新たに管理者となった者に対するもの） ＊上記に併せて新たに管理者となった者の「薬剤師免許証」の原本を窓口で提示すること。	・【添付書類２_管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧】 ・【添付書類７_雇用証明書】（新たに管理者となった者に対するもの） ・【添付書類８_業務従事証明書（登録販売者用）】（【添付書類９_実務従事証明書（一般従事者用）】）（新たに管理者となった者に対するもの。管理者要件を満たす業務等経験を有する者であることを証明すること。） ＊上記に併せて新たに管理者となった者の「資格書面（販売従事登録証又は薬剤師免許証）」の原本を窓口で提示すること。	・【添付書類７_雇用証明書】（新たに管理者となった者に対するもの） ＊上記に併せて新たに管理者となった者の「資格書面」の原本を提示又は添付すること。（卸種別に応じて管理者要件と必要な添付書類等が変わりますので、不明な場合は、担当窓口まで事前に問合せください。）
８．管理者以外の薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名		・【添付書類２_管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧】 ・【添付書類７_雇用証明書】（新たに従事することになった者に対するもの） ＊上記に併せて新たに従事することになった者の「資格書面（薬剤師免許証又は販売従事登録証）」の原本を窓口で提示すること。	・【添付書類２_管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧】 ・【添付書類７_雇用証明書】（新たに従事することになった者に対するもの） ＊上記に併せて新たに従事することになった者の「資格書面（販売従事登録証又は薬剤師免許証）」の原本を窓口で提示すること。	
９．薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数		・【添付書類２_管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧】	・【添付書類２_管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧】	
１０．放射性医薬品を取り扱うときのその種類		＊事前に添付書類等に関して担当窓口まで問合せください。		＊事前に添付書類等に関して担当窓口まで問合せください。
１１．兼営事業の種類		添付書類なし	添付書類なし	添付書類なし
１２．販売・授与する医薬品の区分		・【添付書類５_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	・【添付書類５_取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（薬局・店舗用）】	

＊１ 【登記事項証明書】（【戸籍抄本等】）は，発行してからおおむね３か月以内のものであること。

＊２ 【添付書類６_診断書】は，発行してからおおむね１か月以内のものであること。

＊３ 「必要時」は，新たに役員となった者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合。